◇武　藤　　威　君

○議長（伊藤福章君）　９番武藤　威君の一般質問を許可いたします。９番武藤　威君、登壇願います。

（９番　武藤　威君　登壇）

○９番（武藤 威君）　おはようございます。

今までは家族経営で行われてきた農業ががらっと変わって、今度ことしから始まります集落営農関係、品目横断的安定対策という名のもとで行われるわけでございますけれども、今農業・農村が危機的状況にある中、いよいよ経営所得安定対策大綱の三つの柱とした農政対策改革がスタートするわけでございますけれども、その中の一つ、品目横断の中の集落営農についてですけれども、品目横断的所得安定対策への対応として、集落営農がにわかに注目されて、また進められてきておるわけでございますけれども、私ごとを言って恐縮ですけれども、農業委員を長き、美郷町になるまで20年近くやらさせていただきましたけれども、私が農業委員になりたてのあたりから農地の集積、集積という合言葉みたいな形で来たわけでございますけれども、なかなか農地集積は進んでこなかったというのが実情でなかったのかなと思います。この農地集積のおくれがやはりこの土地利用型経営体のおくれの一番の原因になったと私は考えております。

この米政策の大綱は、米需給調整起点の米政策改革なわけでございますけれども、しかしながら、いかに米の値下げすれば一揆まで起きないけれども、いろいろな問題があるという形で、恐らくじわりじわりと米価が下げられ、大きな農家も小さい農家もやっていけないような農政にさせられてといいますか、なってきたのではないかと。

そういう中で、今度はチャンスとでもいいますか、十把一からげにしてやってしまえというような形のような形ですけれども、それで今度の集落営農が出てきたのではないかなと。

すなわち農地の集積のおくれが土地利用型経営体の育成のおくれをもたらしていると。だから、集落をまとめてやれば、それを基盤に土地利用型経営体の育成は容易に進むはずで、農業構造改 革も成し遂げられるという方向でないかなと私自身勝手に解釈しておりますけれども、もちろん、このことについては私も日本共産党という党に入っている形から見れば、やはり今のそういうところから見てもこの家族経営体を守りたいという信念から見ても、また、自給率から見ても、仮に大災害とか冷夏とかでまた有事まで始まらないと思いますけれども、やはりそうなれば、最初は自分の国、自分の地域に食料をやって、ほかの国は後回しという形になると思いますので、そういう基本理念から見ても、やはり私は大きな農家も小さな農家もやりたい人、つくりたい人は、これまでのように食料を大事に守ってきた担い手だと。位置づけてやっていくのが行政の役目ではないかなとさえ思うわけでございます。

以上のことから考えると、これには賛成はできない面もありますけれども、ただ、こうなった以上、まだ本当の中身が農家に浸透していないというところもあるかもしれませんけれども、こうなった以上

やっぱりこれ以上崩壊しないようにと私は考えております。

もちろん、この国の政策は当てにならないし、しかし、ここで文句言ってみたってしようがないというところもありますし、だからと言って、この農地は荒れてしまうと。やっぱり先祖から大事に守られてきた農地をこれ以上やっていたご先祖様に申しわけないし、生活環境も悪くなると。やっぱりここは腹を据えて、集落営農はだれのためにでもなく、やはり自分たちのために行うと再認識していかなければできないかなと。やっぱりここはみんなで知恵を絞って考えていかなければできないのかなとも考えたりもするわけでございます。

やはり、こういう意識を高めることがこの政策のスタートであり、またゴールであるとも思うわけでございます。いわゆる地域に丸投げされたものをどのようにしていくかがかぎとなってくるかと思います。

そういう中で、これがうまくいくかいかないかでこの美郷、この行政の相当影響がよくもなるし、悪くもなるというところまで追い込まれていくのではないかなと思うわけでございます。

そこで伺いたいわけですけれども、組織の進みぐあいについてでございます。現段階でどのようになっているのか。これはすぐわかると思いますけれども、その辺を聞きたいと思います。

それから、その結果ですけれども、うわさで本にならないものですけれども、員数合わせなと ころもまさかないとは思いますけれども、数合わせとでもいいますか、そういう心配ないか、そこあたりを、やはり員数合わせのような集落営農のにわかづくりと思われるところが生まれていないかどうかと。

それから、３番目に、集落営農組織と個人担い手、４町歩以上との間で作業料金の問題等起きる心配はないかなと私も心配しております。といいますのは、例えば集落営農の場合は、そのグループ内なら例えば田耕運機する、代かきするとかいろいろな作業や30％引きだとか10％引きとかという形で行われるところも結構あるようでございますけれども、そうなった場合、１人で農業委員会の標準単価でこれまでやってきた人との差がついてきて、いろいろなトラブルも起きるのではないかなと。そこあたりをどう考えているのか。

それから、構成員、組織自体の課税は、それぞれどのようになっているのか。その見通しはと。また、消費税の関係。当初は、消費税も何だか集落営農は関係ないような話がありましたけれども、だんだんに事が進むにつれてそういう心配も起きてくるんじゃないかなと。

とにかく税金関係で一番心配なのは、農業者年金です。正直話低い声で言いますけれども、兄が会社に行って、実際はそこのお父さんというのかおじいさんの人だけがやっている形態がたくさんあります。ところが、年金をもらうために会社に行っている兄に譲り出して、請けた格好と言えばいいのか、そういう形でやって年金をいただいている方も結構います。

そういう方々が今度出している。ましてや、法人なんかであれば大変なことになりますけれども、その辺をどう考えているのか、その辺も聞きたい。それが一番心配です。

それから、今聞いているのは全部心配なことから聞いております。

それから、認定農業者４町歩、集落営農20町歩以上という要件、これもおかしいと思います。農業者が制度から排除され、一層町の農村は荒廃を招くことになるのではないかと。４町歩やって楽な農家はありますか。この根拠、何と見ておるかと。仮に米価が１万円ぐらいにがったり下がったら、パンクするのはその４町歩あるいは集落営農の方々ですよ。その辺も聞いておきたいと思います。根拠です。何から出てきた根拠だと……、国の政策ですから、ただ従うでは済まないと思うんです。やっぱり根拠がわかって、農家の方々に説明しながら進めていくということも必要になってくると思いますので、その辺。

以上のことから、経営安定対策におけるこの面積の要件、先ほどから何回も言っておりますけれども、やはり１町歩やっている人も10町歩やっている人もこれまでずっと我々の生活環境を守ってきた人たちですから、生き残るにはそれしかないと私は思いますけれども、その辺当局はとう考えているでしょうか。

それから、集落営農に当たり、経理の一元化が条件としていますけれども、この実情から、作業から何から相当な作業に入らなければできない。生半可と言えばいいのか、相当わかる人、わかると言えばいいのか、その人たちだって相当悩んでおるようですけれども、そういうことはやっぱりそうでなくて、本当に共同化と言えばいいのか、そのような進め方の集落営農になれば一番基本となると思いますけれども、そこあたり。

仮に、その人たちを置けば、やっぱり金もかかるし……。

先ほど言いましたけれども、集落営農を進めるために、認定農業者と連携もやっぱり必要になってくるのではないかと。４町歩以上はおまえ１人やればいいべし、こっちは集落だなんて、そういうことでなく、やっぱり一体化を図るような形にした方がいいんじゃないかなと。その手だてをやはり行政、農政の方である程度お手伝いしながらやっていった方がいんじゃないかなと思われるところからお聞きするものでございます。

それから、今進んでいるところでは機械買い始まりました。大型機械。何ぼ何ぼ補助あるから、今のうちだということで、相当の方々が申し込んだわけでございます。

ただ、この機械も買いにでは立派ですけれども、大規模をやっていけば原価焼却というものがありまして、あっこやこっちぼっこれてきて、やがては更新の時期に来ると。そういう時期に、恐らく今米価は上がっていくとは思っている人たちはだれもいないと思います。下がった場合、先ほど言いましたけれども、大規模農家こそ厳しい条件のもとで買い直しとでもいうか、更新の時期が来るわけでございま

すけれども、やっぱり今から更新時にもこうこうこうだよというような見通しがなければ、農家の方々は見通しを立てられないのではないかなと私は思いますので、その辺を聞いておきたいと。

結論的なことから、今度最後になりますけれども、やっぱり品目横断的経営安定対策は、担い手どころか、やはり大多数の農家が締め出されて、最初の１番目のあれ聞いてみなければわかりませんけれども、何ぼぐらい今加入したからわからないけれども、今の段階では相当の農家が締め出されると。おれ何やればいい。百姓やめて何やればいい。何で食っていけばいいというような農家がかなり出てくると思います。

恐らくこの町でも打撃受けると今の段階、このままではかかると思いますので、やはりこれはある程度もうちょっと慎重に延期などを考えながらやっていく必要があるのではないかなと。もう一回ゆっくり考えながら、いいならいい、悪いなら悪い。もうちょっと改良するところがあったらこうだというような、余りにもとにかく今すぐ期限つきでいつそれまで、５月まで、４月までというような形のように進められておるようでございます。

それから、結局私の結論的なことになりますけれども、やっぱり美郷の地域の農業存続と。存続させていくというのは我々の責任だと思います。やっぱりそうなった場合は、零細農家を含めながら、数多くの農家が営農を続けて、やっぱりこの集落を守っていくという根本原点に返りながら、いろいろなことを考えて、立派な、何ぼ田少なくたって食料を守っているんだよという気持ちの中でやっていけば、本当の意味での集落営農というより農地を守る担い手の一員として、美郷の農家の人はみんなが助け合っていけるような状況になっていくのではないかなと思われます。その辺も町では何と思っているか聞きたいと。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、環境の保全、水源の涵養、自然景観の提供など、公共性を持っているので、その多面的機能をよりよく発揮できるように維持管理に努めるために、地域の共同活動を支援するという形のようでございますけれども、集落機能の活性化を広く求めていると私は思います。

いわゆる農地・水・環境保全向上対策は、農道の補修、水路の泥上げや草刈りなどの作業に加えて、集落の景観や生態系を向上させる活動を一体的に支援する制度なわけでございますけれども、ここでもおかしいわけですけれども、おかしいと思いませんか。環境の支払い制度です。おかしいものがまた出てきましたけれども、これもしかし問題ある制度だと私は思うわけでございますけれども、農家だけでなく、地域の住民が一体となって取り組むことが条件となっておりますが、やはりこの集落営農が進んでくると、手が届かなくなる。だから、環境が悪化する。だから、地域のみんなでやりなさいと。やった方がいいんじゃないかと。これも丸投げ方式でございますけれども、ところが、この集落営農が進んできますと、多くの農家の労働時間が短縮してくると。余った時間、特に小さな農家は、ほか

の農外労働に行く、向かっていくと思います。環境を守ってきたこれまでとは日常の作業行動が違ってくるとも考えられます。しかし、サラリーマ ンの方がせっかくの日曜日にあそこの泥上げへ、草刈りへと本当に出る……。このままでは出ないと思います。どうでしょうか。今の状況では恐らく無理だと思いますけれども、そういう中で、やはりこの制度の趣旨、理念、みんなで話し合う場を持たなければならないと思います。

美郷町にはいつも言えますけれども、東山に浸透した多くのミネラルを含んだ清らかな水に支えられてここまで環境が守られてきたわけでございますけれども、しかし、今ちょっと私所用で山の方も歩いておりますけれども、随分農地も荒れて、木がぼうぼうのところもたくさん出てきました。

一方では圃場整備が進んでおります。水路の３面舗装工事、水も浸透しないと。それにつかえて、生活雑排水もたれ流しというところはまだまだあります。

それから、肥料、農薬、あの田かき水だばっと入れて、だだだだーとかけて、泥水だーと出してやると。相当の肥料分が海に放出されているようですけれども、生態系においてもほとんどなわけです。カジカにしろナマズにしろ、ドジョウにしろフナ少なくなりました。専門にドジョウとり、ナマズとりしていく人に聞けば、今のナマズ、ドジョウ造作なくつかむによくなったと。ぬめりなくなったと。ハリザッコにしても同じでございます。

こういうことは、せめて地域単位でもっと話し合う機会を持てるように、それぞれの地域から自然にこういう話が盛り上がれば、これは一番結構なことですが、やはり町が生きていく大事な要素の一つとも考えられることから、各地区で集落座談会など頻繁に開くなどして、やはり応援体制は持つ、これも持っていかなければやれないと思います。丸投げではだめだと思います。

これを取り組むに当たって、私も二、三回説明を受けたことはありますけれども、もう少しお聞きしたいことがありますので、伺うわけでございます。

ただ、環境に重視した農業生産を行うのが目的の一つと考えられることから、例えば田んぼの稲の箱育苗処理、例えば肥料も今は土の中に入れて、余り外に出さない肥料ありますし、それから、マホーデル、直前まで効くような虫のあれもありますし、なるだけ外に出さないような、そういう関係、それから、先ほども言いましたけれども、浅水の代かきとか、余り外に出さないように側条肥料とか有機栽培を目指した堆肥の散布、堆肥も今度はやりますから、そういうものとか、何かと手間暇、金もかさむわけですから、そういう関係も助成しながらやっていく必要がないかなとも思います。

それから、地域住民の参加、交流の場、高齢化や混住化の割合が地域によって差があると。今町では団地なんかこさえたりなんかして、若者から月給取りの人たちもいますし、またまるっきり農家地帯もあるし、その農家の人たちはこれからやめないといけないということもございますし、その辺の差を何としてクリアしていくのかと。そういう支援の見通しと。

それから、活動組織の経理、やっぱりだれが先になってやっていくのかという、そういうものの指導関係もやらなければならないと思います。

時間がないので早目に言いますけれども、最後ですけれども、なお、時間なくても建設課長に美郷町にはいつも言いますけれども、東山に浸透した多くのミネラルを含んだ清らかな水に支は本当にこっちから手土産上げなけれはできないわけですけれども、きのうおととい「ありがとう」と言われてきました。橋の欄干ようやくできまして、あそこは雪降ればぼこっとなって、本当に欄干につかまって待っている姿、車行くうちはじっここうなって、ようやく解決したと。長年の、あるおばちゃんが「本当にありがとうさんでした」と。おれも「町によろしく言っておきますから」と言いましたので、きょう改めて「土産どうもありがとう」と言いたいと思います。

ところで、湯竹山根座堂線、いつかも言いました。けれども、これもこれも、町長３代目です。 だけれども、何だか平成18年度から何かというような話もうすら聞いた覚えもございますけれども、流されたわけではないと思いますけれども、これも大変まだ交通量、何回も言いますけれども、旧千畑では角六線、山の陰は立派な道路、今は角六線を重点整備している。遠くの一番、あ そこも結構あります。六郷から先を越えて。本当に危ない道路ですので、やはりこれは何年計画かに乗せて、やっぱり考えていかなければできないところではないかなと。

それから、その重要路線の中でまた太田の方々も歩いてくださるし、本堂の方から百目木にかけて行く道路ですが、あれにやっぱり本当に道路に大抵歩道をつけなければもう危ないと。今ばあちゃんたち今何だか知らないけれども、電気の自転車、ああいうものも出てきましたし、やっぱり歩道は確保しなければ、生活道路として通学道路としていろいろ使いますので、その辺も考慮しながら考えていっていただきたい。再度お願いのような形になりますけれども、よろしくお願いします。以上です。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長。登壇願います。

（町長　松田知己君　登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの武藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、品目横断的経営安定対策についての最初のご質問ですが、組織づくりの状況につきましては、本日まで集落営農組織が51組織、法人が既設のものも含めまして７法人が設立されております。

それから、２番目のご質問ですが、まず、設立に至るまでの間にこのたびの対策の趣旨などを十分に説明を重ねておりますし、また、２月23日には全集落営農組織の代表者、事務担当者等の会議を通じて、国、農協等の関係機関とともに、改めて組織運営の重要性について認識いただいているところでもありますし、各構成員へも組織役員を通じて周知されているものと承知しておりますので、ご指摘のような員数合わせのような組織はないものと考えております。

３番目のご質問ですが、集落営農組織は、農業者が協働で作業を行う団体でありまして、組織外から

の作業を受託しない組織であることから、作業料金については、ご指摘のような個人と比較した場合の問題は起きないというふうに考えております。

さらに、一つの形態として、経理一元化するわけでありますので、経営体の中での工夫があってしかるべきものでありますので、その部分と個人経営と比較するものではないだろうというふうに認識しております。

次に、４番目のご質問ですが、組織、構成員への課税につきましては、ＪＡ中央会の情報によりますと、組織を任意組織として運営し、構成員にすべての利益を分配する場合には、組織には課税されないとのことですが、これらの判断については、最終的に国税当局が判断すべき事項でありますので、私の方から見通しの答弁はできかねますことにご理解をいただきたいと存じます。

また、消費税についても同様に、各構成員にすべての利益を分配する場合は、組織ではなく、構成員個々で計算するように、農協等で情報提供していると伺っております。

次に、５番目でございますが、現段階では組織の一員として加入を予定されている農業者が1,145戸で、個人として加入予定されている方が112戸と推定しておりまして、2005年の農林業センサスにおける町内の販売農家 2,776戸を分母にいたしますと、45％余りの農家の方々が加入される見込みにあります。

また、このたびの対策は、枠をはめて、面積や戸数を限定する対策ではなくて、農家の主体性をもって対応可能な対策でありますので、主体的に組織設立あるいは参画することで、農村地域　の協同意識や結束力が醸成されるように思いますし、現在の状況まで作業が進んでいる状況で、加入要件を緩和するように働きかけていくことについては、考えておりません。

また、農業者、農業関係団体からも要望等もいただいたこともないところです。

６番目のご質問ですが、集落営農組織における経理につきましては、経営である以上、組織として農業者みずから行うことが基本であると認識しております。議員ご指摘のとおり、難しいとの声も聞こえるところですので、町としては、税理士や有識者を講師に招いた研修機会を設け、組織経理を側面から支援する体制を整える予定であります。

経理一元化の要件を撤廃するように働きかけることにつきましては、このたびの対策の根幹を崩すことになるものと存じますので、考えておりません。

また、経費がかかり増しになるのではという、そういうご指摘につきましては、組織として運営する以上、経理担当者を配置することは当たり前のことであり、その経費については、各組織の考え方や工夫で対応するべきことと認識しております。

７番目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、地域において個人の認定農業者と集落営農組織が連携協力していくことは必要なことと考えておりますので、町としては農地・水・環境保全向上対策に取り

組む地域については、この事業の中で地域集落の農業ビジョンの話し合いを進めるよう、方針提示しておりますし、取り組み予定のない集落につきましては、その支援策として平成19年度当初予算に集落ビジョン対策事業費補助金を計上しているところです。

また、大型機械を含む農業用施設については、新規取得については県の「夢プラン応援事業」を活用いただき、町としてもかさ上げ助成をしてきておりますが、更新に係る助成については、現段階では難しいと考えております。

８番目のご質問ですが、中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、平成13年度に傾斜が20分の１以上の急傾斜地域を対象に調査を行い、３地区において道・水路等で区分されている対象地計18.4ヘクタールで協定を結び、実施してきております。

その要件緩和についてですが、平成18年度に会計検査院から制度に対する指摘があり、実施要領に基づき対象農用地を厳正に取り扱うよう通達があったところです。

したがいまして、要件緩和について要望するような環境にないことにご理解をお願いいたします。

９番目のご質問ですが、取り組みがおくれている地域につきましては、優良経営体の事例紹介など、情報提供を図り、制度加入の促進をしてまいりますが、実施時期の延期につきましては、新制度開始まで１月足らずになっている現在、既に加入申請の準備が整った組織が多数あることから、実施延期の働きかけは考えておりません。

最後のご質問ですが、農村地域においては、規模の大小にかかわらず、個人の意向に沿って営農に携わることは、地域の存続にも影響を与える大切な観点と存じます。

そのためには、まずは、農業が経営的に成り立つような構造にならなければなりませんが、このたびの対策は、そうした構造に持っていくための施策と認識しております。言葉を重ねますが、このたびの対策は、農家の主体性によって参加可能な制度ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、町内の要望地区は39地区で、計4,280ヘクタールが完成を行っており、３月１日からヒアリングを実施しているところです。

そこで、最初のご質問ですが、この事業では２階建て部分と呼ばれている対策がありまして、現在３地区で74ヘクタールを対象とした要望が出されております。

内容は、化学肥料・農薬の大幅な低減など、環境負荷低減の取り組みを対象地区全体の８割以上で取り組む場合に支援策を講ずるもので、支援額は10アール当たり6,000円、町もその４分の１を負担し、支援するものです。

また、町独自の取り組みとしては、「美郷こだわり米元気事業」として、減農薬等の新規作付分に10アール当たり2,000円を支援する施策も準備しているところです。

２番目、３番目のご質問についてですが、各地区には当然差異がありますが、各地区からの活動計画

は、地域事情に沿った内容で提出されるものであり、画一的に調整する対策趣旨ではないものと理解しております。

したがいまして、交付金が地域の実態に即して、また、地域の意向を踏まえて効率的に活用されていくよう、関係団体と連携しながら、指導、支援に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

４番目の質問ですが、この対策における経理については、事業趣旨に沿った適正な管理が求められますが、おおむねの地区で土地改良区を初め関係団体の協力が得られる体制となっております。

次に、税金対策についてですが、組織については、営利団体とはなりませんので、課税されませんが、組織から支払われる賃金及び役員報酬については、個人の収入となりますので、申告が必要となる場合があります。

次に、最後のご質問ですが、道路改良工事についてのご質問についてですが、平成17年12月に武藤議員の方から東外川原、善知鳥坂、湯竹、山根、座堂、上内村線の早期改良についてご質問いただいておりますが、その際に答弁させていただいたとおり、湯竹、山根、座堂、上内村間の約延長２キロメートルの区間を優先していくこととして、現段階では、美郷町総合計画の後期基本計画期間内に整備したい予定ですので、ご理解をお願いいたします。

なお、それまでの間、見通しの悪い箇所については、警戒標識等を設置しまして、通行の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、本堂から百目木間の１級町道、本堂城回２号線については、現在集落内の歩道未設置区間を整備しており、平成17年度から平成18年度にかけては、延長104メーターを側溝改良によって歩道整備を推進してきている状況です。

また、集落を抜けてから百目木までの区間については、平成19年度から工事が始まる本堂城回地区の基盤整備事業の中で取り組むことで、県と地元土地改良区と調整しております。

先ほど最初の質問の中で、議員のご質問に対する答弁が一部漏れましたが、構成員、組織自体の課税がそれぞれどのようになっているか。また、消費税との関係の中で、年金についてのご指摘がありましたが、年金につきましては、制度に沿った趣旨で取り組みを行っていれば問題ないものと認識しておりますので、年金受給者の方々にとりましては、受給に至る経緯並びに受給している状況について、制度に沿った取り組みをしていただくようにお願い申し上げたいと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君）　９番武藤　威君、再質問ありますか。許可します。

○９番（武藤　威君）　時間がなくなってしまいましたけれども、何とか１分ください。

二つだけ。その一つは、集落営農は、集落営農でやるから、個人とは関係ないと言いましたけれども、私が言うのは、例えば１集落に集落営農ができて、個人担い手が、個人で４町歩以上の人がおれ１人でやりますよとやりますけれども、その作業料金が違ってくれば、片方は農業委員会のあれでずっと

来たわけですけれども、片方は集落営農だけでやりますよとやる。それはそれだって言いますけれども、そうなれば、個人でそうやっている人がだんだんにやってもらっている人もやっぱり安い方がいいというので、集落営農の方に行くような形になるような現象が起きるのではないかなという心配から聞いたわけです。

それからあともう一つは、税金関係ですけれども、税務署というか、そっちの方でやるものだから、見通しはきかないと言いますけれども、それが一番我々怖いわけで、わからないといわれればわからないけれども、本当はそれがわかりたいわけで、あとわかり次第みんなに教えていただきたいと。そのことを要望しておきます。一つだけお願いします。

○議長（伊藤福章君）　答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君）　２点についての再質問でしたが、まず、１点目の集落営農組織と個人の作業受託料金の話ですが、集落営農が作業受託という料金についての考え方については、一つの経営体として経理をするものであり、作業受託、受委託関係ではないということにご理解をいただきたいと思います。したがいまして、先ほどの答弁で説明したとおりです。

それから、二つ目については、これも先ほどの答弁で言いましたが、国税当局が判断することについてでありますので、私の立場ではその見通しは申し上げられないというふうに申しましたが、国税当局の方で判断した内容が我々美郷町に伝わった段階では、できるだけ早期に伝えるように努力いたしますので、ご理解ください。（「どうもありがとうございました」の声あり）

○議長（伊藤福章君）　これで９番武藤 威君の一般質問を終わります。